

2 研修体系と概要

令和7年度は、市町村職員研修所が実施する研修29課程(38コース)、県職員育成センターが実施する研修6課程(6コース)の計35課程(44コース)の研修を実施する。

《一般研修(階層別研修)》

- 令和6年度と同様、5課程(11コース)の研修を実施する。
- 全課程、集合・対面によるものとする。

- ・ 課長級職員研修(2コース)
- ・ 課長補佐級職員研修(2コース)
- ・ 係長級職員(Ⅱ部)研修(2コース)
- ・ 係長級職員(Ⅰ部)研修(2コース)
- ・ 一般職員上級研修(3コース)

《指導者養成研修》

- 9年サイクルの計画に従い、1課程(1コース)を実施する。
JST基本コース指導者養成研修は3年に1回、他の3つの研修は9年に2回実施する計画であり、令和7年度はJST指導者養成研修の廃止に伴い、代替研修として「YST指導者養成研修(Yamagata Supervisory Training)」(3日)を実施する。

《専門研修》

—能力開発型—

- 県主催による合同研修6課程(6コース)を含み、4課程(4コース)減、2課程(3コース)増の15課程(17コース)の研修を実施する。
その内、1課程(2コース)をオンラインによる受講とする。

- ・ ◆政策形成能力向上研修/◇問題解決・発想力パワーアップ研修/接遇研修(2コース)
- ・ ファシリテーション研修/◆交渉・説得・調整技術研修/◇交渉・折衝研修
- ・ ◆プレゼンテーション研修/◇プレゼンテーション研修
- ・ ワンペーパー資料作成研修(2コース)/コーチング研修/◇モチベーションアップ研修
- ・ ◆協働による地域づくり研修/◇連携・協働力向上研修/ビルド&スクラップ研修
- ・ ◇現場で学ぶ地域協働研修 in かみのやま
※ ◆は協議会主催の合同研修、◇は県主催の合同研修。
※ 下線はオンラインによる受講。

—課題対応型—

- 令和6年度と同様、5課程(6コース)を実施する。
- 3年サイクルで実施することとしている、危機管理広報(メディア対応)研修、業務改善研修、長期病休者職場復帰支援研修のうち、令和7年度は危機管理広報(メディア対応)研修を実施する。
- 2課程(3コース)をオンラインによる受講とする。

- ・ 人事評価に係る評価者研修
- ・ ◆クレーム対応研修Ⅰ／クレーム対応研修Ⅱ
- ・ 危機管理広報（メディア）対応研修
- ・ ハラスメント防止研修（2コース）

—実務型—

- 令和6年度と同様、9課程（9コース）を実施する。
- 3年サイクルで実施することとしている、地方公会計研修、地方自治法・地方公務員法研修、文書作成力等基本事務処理研修のうち、令和7年度は地方公会計研修を実施する。
- 同じく3年サイクルで実施することとしている、給与事務担当職員研修、地方公営企業担当職員研修、職員研修担当職員研修のうち、令和7年度は職員研修企画者研修（職員研修担当職員研修を名称変更）を実施する。
- 7課程（7コース）でオンラインによる受講とする。

- ・ ◆法制執務担当職員研修Ⅰ（初任者コース）／法制執務担当職員研修Ⅱ（実践コース）
- ・ 住民基本台帳担当職員研修／税務（固定資産税課税）担当職員研修
- ・ 税務（市町村民税課税）担当職員研修／税務（徴収）担当職員研修
- ・ 財務担当職員研修
- ・ 地方公会計研修（サイクル研修－実務型1－）
- ・ 職員研修企画者研修（サイクル研修－実務型2－）